各市町村(学校組合)立学校長 様

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

市町村立学校諸手当・年末調整システムの年末調整機能の本稼働について

市町村立学校諸手当・年末調整システムについて、年末調整機能の稼働を開始します。 つきましては、稼働について下記のとおりお知らせしますので、貴所属の職員に周知して くださいますようよろしくお願いします。

記

1 年末調整の稼働について

本稼働開始日:令和3年10月11日(月)

稼働時間 :午前8時30分~午後8時00分

2 ログイン画面URL (テスト稼働時のURLと変更ありません。)

http://kejsv.kochi-ej.kcc-ix.ne.jp/kej\_ptl/

※ 上のURLに接続後、令和3年8月24日付け3高教福第654号にて通知・配布している市町村立学校諸手当・年末調整システム用のパスワードを使用してログインします。

# 3 提出にあたって

各職員が本システムに入力を行い、出力された申告書、送付票及び証明書等をとりまとめ担当者に提出してください。とりまとめ担当者は、職員から提出された申告書等を総務事務センターへ送付してください。

なお、本件については、後日総務事務センターから改めて通知を行うこととなっております。

 入力、提出
 送付

 職員
 →
 とりまとめ担当者
 ※務事務センター

#### 4 留意事項

(1) 臨時事務職員が使用する、代理入力・審査権限を有するアカウントについて 臨時的任用職員の事務職員及び市町村で雇用されている事務職員(以下、「臨時事務 職員」という。)が使用するアカウントは現在システム構築中のため、作成できており ません。 所属に臨時事務職員のみが配置されており、代理入力の必要がある場合は、管理職 (原則、学校長。兼務校においては教頭。)にも代理入力権限を付与しておりますので、管理職のアカウントで代理入力を行ってください。(事務職員が未配置の所属についても管理職のアカウントで代理入力を行ってください。)

## (2) 給与所属以外の所属で勤務している職員(充て指導主事)について

ア 勤務先から本システムに接続できる場合

該当職員が本システムへ入力を行い、出力された申告書、送付票及び証明書等を 給与所属の学校へ提出してください。

### イ 勤務先から本システムに接続できない場合

総務事務センターの通知に添付されている申告書様式に該当職員が手書きで記入し、記入した申告書と送付票及び証明書等を給与所属の学校へ送付してください。 学校は代理入力権限を有するアカウント(管理職もしくは事務職員)を使用し、送付された申告書をもとに代理入力を行い、システムへ登録してください。

### (3) 学校範囲設定について

令和3年8月2日付け3高教福第607号にて、本システムの学校範囲設定の調査を行い、設定に向けて準備をしておりますが、現時点ではシステム構築中のため使用できません。諸手当機能の稼働開始と同時期に使用可能となる予定です。

問い合わせ先 高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 給与担当 Tm 088-821-4906